

## ボートレース福岡天神ストリートパーク規則

### (設置)

第1条 福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成27年福岡市条例第94号)

第2条の規定により設置された福岡市モーターボート競走事業に附帯する業務として、若年層及びファミリー層の来場の契機となる魅力並びに多くの市民が日常的に訪れたくなるようなにぎわいの創出により、モーターボート競走の振興に寄与するため、ボートレース福岡天神ストリートパーク（以下「天神ストリートパーク」という。）を福岡市中央区那の津一丁目に設置する。

### (施設)

第2条 天神ストリートパークにスケートボード場、イベント広場その他施設を置く。

### (開場時間)

第3条 天神ストリートパークの開場時間は、午前10時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開場時間を変更することができる。

### (休場日)

第4条 天神ストリートパークの休場日は、1月1日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。

### (利用の許可)

第5条 スケートボード場を利用しようとする者（次項に規定する者を除く。）は、市長が別に定めるところにより、その許可を受けなければならない。

- 2 スケートボード場又はイベント広場を専用的に利用しようとする者は、市長が別に定めるところにより、その許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。
- 2 市長は、前2項の許可に際して、天神ストリートパークの管理上必要な条件を付すことができる。

### (許可の基準及び取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の許可をせず、又は既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が天神ストリートパークの設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者等（許可利用者及

び同条第1項又は第2項の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。)にそのおそれがあるとき。

- (2) 許可利用者等がこの規則若しくは前条第1項若しくは第2項の許可に付した条件に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 許可利用者等が他の天神ストリートパークを利用する者（以下「利用者」という。）に迷惑をかけ、若しくは天神ストリートパークの施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 許可利用者等が天神ストリートパークの管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (5) スケートボード場又はイベント広場の利用が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30条）第2項第1号に規定する暴力団（第7条第3号において「暴力団」という。）の利益となると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、天神ストリートパークの管理上支障があると認められるとき。

#### （利用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、天神ストリートパークの施設の利用を制限し、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは天神ストリートパークの施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 天神ストリートパークの管理上の指示又は指導に従わない者
- (3) 天神ストリートパークの利用が暴力団の利益となると認められる者
- (4) 天神ストリートパークの管理上支障があると認められる者

#### （利用する権利の譲渡等の禁止）

第8条 許可利用者は、天神ストリートパークの施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### （許可利用者の管理義務）

第9条 許可利用者は、利用期間中その利用に係る天神ストリートパークの施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### （許可利用者の原状回復義務）

第10条 許可利用者は、天神ストリートパークの施設の利用を終了したとき（第6条第1項の規定により許可を取り消されたときを含む。）は、速やかに自己の責任において天神ストリートパークの施設を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償等)

第11条 利用者がその責めに帰すべき事由により、天神ストリートパークの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入り)

第12条 許可利用者は、天神ストリートパークの管理の業務に従事する者が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(料金)

第13条 第5条第1項の許可を受けた者からは、別表第1に定める額の料金を徴収する。  
2 第5条第2項の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の料金を徴収する。

(料金の減免)

第14条 市長は、特別な理由があると認めるときは、料金を減免することができる。

(料金の不還付)

第15条 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(規定外の事項)

第16条 この規則に定めるもののほか、天神ストリートパークの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、令和8年10月30日から施行する。

別表第1

| 区分       | 単位    | 金額   |        |
|----------|-------|------|--------|
|          |       | 一般   | 高校生・小人 |
| スケートボード場 | 1日につき | 500円 | 100円   |

備考 「一般」とは高校生及び小人以外の者で15歳以上の者をいい、「小人」とは15歳未満の者をいう。ただし、中学校に在学中の者については、小人とみなす。

別表第2

| 区分       |       | 単位 | 期間 | 金額      |
|----------|-------|----|----|---------|
| スケートボード場 | ストリート | 全面 |    | 80,000円 |

|        |                             |      |            |          |
|--------|-----------------------------|------|------------|----------|
|        |                             | 半面   | 1 日につ<br>き | 40,000 円 |
|        | ビギナー                        | 全面   |            | 80,000 円 |
|        |                             | 半面   |            | 40,000 円 |
|        | パーク                         | 全面   |            | 80,000 円 |
| イベント広場 | クロスエントランス                   | 全面   |            | 27,000 円 |
|        | ボートエントランス                   | 全面   |            | 42,000 円 |
|        | グリーンアーチエントラ<br>ンス           | 全面   |            | 36,000 円 |
|        | ランニングバイクコース                 | 全面   |            | 21,000 円 |
|        | 区画利用 (15 m <sup>2</sup> 以内) | 1 区画 |            | 2,000 円  |